



# 家系図「絆 (きずな)」

相続の話をするのはまだ早いですが？

日本人は親子間で「世代交代」や「親の死」についての話を、あと回しにしがちです。

「話し合うきっかけが見つからない」と双方のお立場からよくご相談を受けます。

そんなとき、家系図を作ることがとても役に立ちます

子供から親へ家系図を贈ると、家系を大切に思っている気持ちが伝わり信頼感が高まります。そしてご先祖様からも喜ばれ、次の世代にはその存在意義を伝えることができます。



お盆やお彼岸で久しぶりに会う親御さんと、家系図をきっかけに将来についての対話もしてみたいはいかがでしょうか。

家系図セミナーも開催しております。お気軽にお問合せください。 担当：村上

家系図「絆」についての詳細はWebサイトをご覧ください。  
また、資料を無料にてお送りいたします。 詳しくは



司法書士法人 相続法務  
株式会社相続不動産コンシェルジュ  
株式会社絆コーポレーション

東京都世田谷区祖師谷3-4-7  
伊地智ビル

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net Web https://ilg.jp/



相続法務グループ

2021年 夏号

## のりのり通信

不動産・相続の真の情報をお届けします



### 【自分が受けた恩恵】

「あなたは、自分が受けた恩恵を他人と分かち合うことを実践しなければならぬ」  
ナポレオンヒルが心の平安を見いだす方法の一つとして挙げているものです。

人として受けた最大の恩恵は、「この世に生を受けた」事です。  
当たり前はこの世に自分が生まれたわけではありません。  
そこには両親、祖父母そしてその先のご先祖様の愛があったわけです。

一本でも切れていたら、今の命はありません。  
両親がどのようにして出逢ったのか。  
喧嘩をした日もあったかもしれません。  
別れる寸前で何とか仲を取り直したのかもしれません。

両親から生まれることでさえも奇跡的な事です。  
その両親にも両親がいて、その上にも両親がいます。  
自分の命と引き換えに命を繋いできたこともあるでしょう。  
飢餓に苦しめられながら子どもたちを生かすために犠牲になった人もいるかもしれません。

一本の赤い糸が切れてしまうことはとても簡単ですが、不思議な力によって、  
運よく一本一本が切れずに済んできたのです。

この繋がってきた糸はいったい何本あるのでしょうか？  
その一本一本に「ありがとう」と感謝を伝えていきますでしょうか？

「ありがとう」を一生のうちに百万回言っていると幸せになれると言われています。  
ただこの糸の本数は百万本では足りませんね。  
人間の成り立ちから数えるとその数は数億、いや数兆という数になるかもしれません。

毎日毎日「ありがとう」を唱えてもとても足りませんね。



「最も大切な事は、最も大切なものを最も大切にすることである」  
自分自身の受けた最大の恩恵に心を傾け、感謝する。  
生きとし生けるものの最も大切な事であるのでしょうか。

令和3年7月吉日 相続法務グループ 代表司法書士 門脇 紀彦



代表取締役 岸 伸明

## 新サービス「おひとりさまの安心終活サポート」がスタート！！

死後事務委任契約をご存知でしょうか？

人が死亡すると、葬儀の手配、主宰、役所への行政手続き、病院代等の清算、お寺、お墓の準備、遺品整理など、様々な事務手続きが発生します。

一般的に、これら事務手続きは家族や親族が行ってくれますが、身寄りがいない方の場合には誰もその作業をしてくれる人はいません。

死後の煩雑な事務手続きを生前の（元気な）うちに誰かへ委任しておくことができる制度が「死後事務委任契約」です。



遺言書とよく似ているように思われますが、遺言書には、あくまでも財産承継についての記載しかすることができません。

身寄りがいない方や親族が遠方にいる場合は死後事務委任契約と遺言書をセットで用意しておくことを強くおすすめいたします。

そこで、認知症対策など生前対策もまとめて対応できる「おひとりさまの安心終活サポート」をご用意しました。

老後から相続まですべての不安を解消致します！

当事務所にて  
あなたのお悩み  
解決します



## 土地の測量はなぜ必要？

不動産の売却時に必ず「測量」が必要という訳ではありません。しかし、「土地の境界線が確定している」という状態を望まれる買手がほとんどです。



その理由は「境界が曖昧な土地はトラブルになる」可能性が高いからです。不動産は決して安い買い物ではありません。そのため、トラブルになる可能性は少しでも無いほうが良いと感じるのは当たり前のことではないでしょうか？

測量については皆さん「売る直前で良い」、「境界で揉めることはない」と考えている方が多いと思います。しかし隣地所有者同士で境界で揉めて売却に予想以上に時間がかかったり、裁判に発展するケースも少なくはありません。



現在の不動産取引においては、土地の事前測量は必ず必要になり、ほとんどが所有者負担になります。相続後、土地の売却や活用のご予定がある場合は、事前に土地の測量・境界確定を終わらせておくことをお勧めします。

<https://support-souzoku.com/>

毎月無料相談会開催中！ 次回は **8月20日（金） 9月17日（金）**

お申し込みはホームページもしくは直接お電話にてお願いします。

第3  
金曜日

<https://ilg.jp/>

☎ 03-5429-1096